

## 西東京市図書館計画策定懇談会設置要綱

## 資料 2

### 第1 趣旨

この要綱は、西東京市図書館計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する、西東京市図書館計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 西東京市図書館協議会委員 4人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 西東京市社会教育委員及び西東京市公民館運営審議会委員 2人以内
- (5) 西東京市図書館の職員 3人以内

2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に提言する日までとする。

### 第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。  
3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。  
3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。  
4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### 第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。  
3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 第7 謝金

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

## 第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部図書館において処理する。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。